



栃木市地域おこし協力隊
おおき あつほ
大木 厚穂 さん



近年の情報通信技術の発達により、時間や場所にとられない働き方「テレワーク」が、ワークライフバランスや子育て世代の働き方という観点からも注目を集めています。今回は、市内の蔵の街観光館北蔵2階に整備された、栃木市のふるさとテレワーク推進事業の拠点施設「とち蔵」にて、地域おこし協力隊として映像製作などに取り組む大木さんからお話を伺いました。

映像制作への興味はお芝居の経験から

栃木市内の高校から都内の短期大学へと進学した大木さん。学生時代に芝居に興味をもち、稽古に通うなど真剣に役者を目指していましたが、厳しい現実と直面し、断念せざるを得なかったといいます。卒業後は働きながら、自主映画の制作チームに所属し演者として活動していましたが、チーム内で映像制作の補助をするうちに、映像編集の楽しさ、面白さに目覚めたそうです。

その後は転職などもあり、一旦は映像制作から離れましたが、「望みが叶うのなら、きちんと一から映像制作の勉強をしたい」と思っていたことが、今回の応募のきっかけのひとつとなりました。

テレワーカーとしての働き方

「東京での暮らしから完全に離れて栃木に移住する事には、はじめ抵抗があった」という大木さん。それでも、テレワーカーとしての働き方への興味や、社会で通用する技術の習得、そして「生まれ故郷のまちおこしに貢献できるというやりがい」から、応募を決意しました。3月より、共に着任した2名の地域おこし協力隊員と共に、とち蔵内の「コワーキングスペース」を拠点として活動を行なっています。現在は、映像制作のスキルを磨きながら、移住・定住や市の紹介など、栃木市をPRする動画の制作に取り組んでいます。

将来的には、市内での起業も視野に入れているという大木さん。「個人で栃木市へ来てテレワーカーとして働きたい人や、子育て中のママさん達が子どもを連れて作業できるようなスペースを作りたい」といいます。

のびのびとした生き方ができる場所を

実は大の愛犬家でもある大木さん。ペットも家族の一員として暮らしやすい、訪れたいまちづくりをしたい、という目標もお話してくださいました。

「ただ仕事の為に生きるのではなく、栃木市の情緒ある街並み、豊かな自然に囲まれながら、のびのびと人間らしい生き方ができるような"場所"を作っていきたいです。」



毎月19日は食育の日

毎月19日は「食育の日」ということをご存知でしょうか。これは、国の「食育推進基本計画」で定められ、6月は「食育月間」ともされています。

食べることは生きる上での基本です。「食育」とは「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること」(農林水産省)で、全ての人にとって重要なものです。

農林水産省の調べによれば、日本人の約8割が「食育に関心がある」と回答しています。ただ、20～30歳代の男性は比較的関心が低いようです。また、20～30歳代の女性は、関心が高い理由として「子どもの心身の健全な発育のために必要だから」を挙げており、子育てにおける食育の大切さが意識されていることがわかります。

一方、「健全な食生活について心掛けていると回答した割合」は、20～60歳代の男性や20歳代の女性が低いとのこと。食育への意識が高くて、なかなか健全な食生活の実践には苦手意識を感じている方もいるようです。

若い世代は将来親となりうる人たちであり、すでに子育てをしている人たちもいます。食育は自分自身ばかりでなく、子どもたちの発達にも大切である、ということを考える必要があります。自身の食生活を振り返り、健全な食生活を実践することで健康を維持・増進し、自分自身はもちろん家族全員が充実した生活をいつまでも楽しめるようにしていきましょう。

生涯学習課 ☎(21)2490



借金の返済で悩んでいませんか？

消費生活センターでは、栃木県弁護士会・司法書士会とも連携し、「クレジット会社、消費者金融、銀行等からの借入れ・返済」など、借金の返済に関するトラブルや多重債務問題についても、相談を受けています。代表的な相談は、以下のような例です。

- 事例1** 30代アルバイトの夫婦。収入は2人で約20万円。収入が安定せず、生活費が足りない時は、クレジットカードのリボ払いやキャッシングを利用して。いつのまにか夫婦で200万円もの債務を負って、返済不能になっていた。
- 事例2** 50代の契約社員。5年前に体調を崩し、入退院を繰り返している。生活費が足らず、消費者金融から借入れをするようになった。現在は数社の消費者金融からの借入れや返済を繰り返しており、収入よりも返済額が上回っている。
- 事例3** 20代の会社員。スマートフォンで支払いができるアプリにクレジットカードを登録した。リボ払いを利用し、利用明細書はスマートフォンで確認する登録をしていた。気が付いた時には50万円もの債務になっていた。

クレジット会社や消費者金融、銀行等から借入れをした後に、何らかの事情により契約通りの返済ができなくなることがあります。支払い期限を過ぎると遅延損害金が増え、返済額が膨らんでいきます。また、リボ払い等は支払額が一定のため、気が付いた時には多額の借入れをしていることがあります。

どちらも「収入」-「生活費」以上の返済額になっている場合は、日常生活のために、また借入れをすることになり、返済不能な状態に陥ります。

正常な生活を取り戻そうとしても、自分の力だけでは困難な場合があります。消費生活センターでは借入れの内容を確認し、必要であれば弁護士・司法書士にも相談いただけます。借金で困っているときは、まずご相談ください。

消費生活センター(入舟庁舎内) ☎(23)8899 / FAX(23)8820

相談業務の案内 相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

| 相談 | 日時 | 場所/問合せ先 |
|---|--|---|
| ○弁護士相談(事前に要予約) | 7月12日(金)、26日(金) 8月9日(金)、23日(金) 10時～12時 | 本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122 |
| (弁護士が法的な見解等を助言) | 7月18日(木) 10時～12時 | 大平隣保館2階相談室 / ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 |
| ※申込開始 | 8月19日(月) 10時～12時 | 藤岡公民館1階 研修室 |
| 8月分:7月1日(月)～ 9月分:8月1日(木)～ (各日8時30分より受付) | 8月27日(火) 10時～12時 | 藤岡市民生活課 ☎(62)0905 都賀総合支所 別館2階 会議室 都賀市民生活課 ☎(29)1124 |
| ※同じ案件での相談は2回まで(異なる会場で相談しても同様)。 | 7月23日(火) 10時～12時 | 西方総合支所1階 会議室 西方市民生活課 ☎(92)0308 |
| ○法律相談(事前に要予約) | 7月2日(火)、16日(火) 9時～12時 | 大平地域福祉センター ふるさとふれあい館 / 社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294 |
| ※栃木市社会福祉協議会主催 | 7月19日(金) 10時～12時 | 本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122 |
| ○宅地建物相談(事前に要予約) (土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理) | 月～金曜日 9時～17時 | 本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122 |
| ○市民相談 (日常生活の問題など) | 月～金曜日 9時～16時 | 入舟庁舎 / 消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820 |
| ○消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般) | ◆7月9日(火)、23日(火) 10時～12時 | 本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122 |
| ○合同相談 (行政相談・人権相談) | ◆7月18日(木) 10時～12時 | 大平総合支所1階 相談室 大平市民生活課 ☎(43)9211 |
| ◆移動県民相談も同時開設 | 8月14日(水) 10時～12時 | 藤岡公民館1階 研修室 藤岡市民生活課 ☎(62)0905 |
| | ◆8月27日(火) 10時～12時 | 都賀総合支所 別館2階 大会議室 都賀市民生活課 ☎(29)1124 |
| | 7月23日(火) 13時30分～15時30分 | 西方公民館2階 小会議室 西方市民生活課 ☎(92)0308 |
| | 8月15日(木) 13時30分～15時30分 | 岩舟総合支所1階 相談室 岩舟市民生活課 ☎(55)7763 |
| ○人権相談 | 月～金曜日 8時30分～17時15分 | 大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター ☎(24)2444 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161 |
| ○配偶者等からの暴力(DV)相談 | 月～金曜日 9時～16時 | 配偶者暴力相談支援センター ☎(21)2218 |
| ○いじめ相談電話 | 月～金曜日9時～17時 ※土日祝日・時間外は留守電・FAX | 本庁舎 / 青少年育成センター ☎(24)0667 FAX(21)2690 |
| ○青少年相談 (非行問題・不登校など) | 月～金曜日 9時～17時 | 本庁舎 / 青少年育成センター ☎(23)6566 FAX(21)2690 |
| ○家庭児童相談(0～17歳の子どもとその家族) | 月～金曜日 9時～16時 | 本庁舎 / 家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21)2227 |
| ○児童虐待相談 | 月～金曜日 8時30分～17時15分 | 本庁舎 / 子育て支援課 ☎(21)2226 ※左記以外の時間は ☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル) |
| ○婦人・ひとり親家庭相談 | 月～金曜日 9時～16時 | 本庁舎 / 子育て支援課 ☎(21)2229 |
| ○障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止) | 月～金曜日 8時30分～17時15分 | 本庁舎 / 障がい児者相談支援センター(障がい福祉課内) ☎(21)2235、 (21)2236、(21)2208 FAX(21)2682 |
| ○就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談) | 第1・3月曜日13時～21時 ※祝日除く 第1・3土曜日17時～21時 第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時 | 栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム ☎(43)5191 |
| ○高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待) | 月～金曜日 8時30分～17時15分 | 本庁舎 / 栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2245・2246 |
| ○もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談) | 7月12日(金) 10時～11時30分 | 本庁舎1階 市民スペース / 栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2171・2246 |